

医療機関や薬局で

オンライン資格確認の「本格運用」がスタートしました



令和3年10月20日からマイナンバーカードまたはマイナンバー（個人番号）が紐づけされた健康保険証（健康保険被保険者証）により医療機関や薬局で、加入している健康保険の資格を確認することができる「オンライン資格確認」が本格導入されました。現在、医療機関や薬局では「オンライン資格確認」を順次導入中です。

オンライン資格確認とは

オンライン資格確認とは、マイナンバーカードのICチップまたは健康保険証の記号・番号等により、医療機関等を受診する際にオンライン上で健康保険の資格情報を確認できるしくみのことです。

オンライン資格確認 になるとどうなるの？

●医療機関等で健康保険証が有効かどうかわかります

退職などで資格が失効していた場合、その健康保険証が使えないことが確認可能です。

●マイナンバーカードが健康保険証として使えるようになります

マイナンバーカードが健康保険証として利用できる手続きを完了していれば、転職しても、新しい健康保険証の交付を待たずにマイナンバーカードで受診することができます。

●限度額適用認定証の提示が不要になります

入院等により医療費が高額になることが見込まれる場合、事前に「健康保険限度額適用認定証」の交付を受けなくても、オンライン資格確認が導入された医療機関等では原則として限度額を超える窓口での支払いが免除されます。

●過去の薬や特定健診等のデータに基づく診療・薬の処方が受けられます

本人の同意により、健康診断の結果や処方されている薬の情報を医師等と共有することで、質の高い医療を受けることができるようになります。



健康保険証で「オンライン資格確認」を利用するには

健康保険証で「オンライン資格確認」を利用するには、事業所（会社）経由でマイナンバーが当健保組合へ届け出され、マイナンバーと被保険者記号・番号等を紐づけることが必要となります。当健保組合にマイナンバーが届け出されていないと、お持ちの健康保険証で「オンライン資格確認」を利用することができませんのでご注意ください（「オンライン資格確認」ができなくても、お持ちの健康保険証で受診することは可能です）。

マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになりました

オンライン資格確認が導入された医療機関等の窓口では、マイナンバーカードで加入する健康保険の資格情報を確認できるため、健康保険証として利用できます。

※現在の健康保険証が使えなくなるわけではありません。マイナンバーカードに健康保険証の機能も持たせる仕組みです。

利用にあたってはマイナポータル等での事前登録が必要です。詳細方法および問い合わせ先は右記をご参照ください。

マイナポータル▶



食から始める疾病予防

年末年始の「冬太り」に注意しよう

ごちそうを食べる機会が多い年末年始は、食べ過ぎ、飲み過ぎになりがちです。お酒を飲みながらの食事は、特に脂肪がつきやすくなります。また、寒さで普段より運動量が減るため、体重がみるみる増えて冬太りになってしまいます。冬太りは春以降の肥満リスクを上昇させるので注意が必要です。冬太りにならないための食べ方を心がけましょう。



詳しくは
WEBで▶

